

西宮市わがまち賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、明るく住みよい地域社会づくりに貢献し、その功績がすぐれた個人を表彰することにより、こころ豊かな人間性あふれる西宮のまちづくりに寄与する。

(表彰の名称)

第2条 この要綱による表彰は、西宮市わがまち賞と称する。

(表彰の範囲)

第3条 表彰の範囲は、自治会活動等を通じて永年にわたり、明るく住みよい地域社会づくりに貢献し、その功績が特に顕著である者とする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、市民局長の推せんにより、市長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品（副賞）を授与して行う。

(表彰の期日)

第6条 表彰の期日は、随時とし、できる限り被表彰者の功績をたたえるにふさわしい機会をとらえて行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。